

平成27年度9月補正予算債務負担行為の概要

【観光施設運営事業費】

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市気高町遊漁センターの管理運営費	観光戦略課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
3,494	平成 28 年 ～ 30 年度					3,494

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市気高町遊漁センターの設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設にかかる指定管理者の指定の手續きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

鳥取市気高町遊漁センターの管理運営に関する業務

【これまでの関連する取組み】

指定管理者制度により施設の維持管理、運営を委託し、地域の観光・経済の振興に取り組んでいる。

現指定管理者 期間途中の辞退により指定取り消し(有限会社 遊漁)
 指定管理料 H23 0千円 H24 0千円 H25 0千円
 H26 0千円 H27 0千円 計 0千円

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 1～2月中に基本協定書の締結。
6. 4月1日より管理開始。